

「島根県教育大綱」の策定

1 「島根県教育大綱」（以下、「大綱」）の概要

(1) 知事が策定

- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成 27 年 4 月 1 日改正）に基づき、知事が策定する

(2) 総合教育会議で協議

- ・ 「大綱」を定め、又は変更するときは、法に基づき、総合教育会議において協議する

【総合教育会議】

- ・ 構成員：知事と教育委員会
- ・ 協議事項：① 「大綱」の策定
② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

2 新たな「大綱」の策定

(1) 現在の「大綱」

- ・ 令和 2 年 3 月策定
- ・ 計画期間：令和 2 年度～ 6 年度（島根創生計画と同じ）
- ・ 島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針

(2) 教育委員会による補助執行

- ・ 「大綱」の策定及び総合教育会議の運営の事務は、地方自治法第 180 条の 2 の規定による補助執行として教育委員会が担う

3 スケジュール(案)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------------|
| (1) 7月29日 | 第1回総合教育会議 | 「大綱」の策定に向けた意見交換 |
| (2) 9月4日 | 第2回総合教育会議 | 「大綱」素案の協議 |
| (3) 12月以降 | 第3回総合教育会議 | 「大綱」を決定 |

4 「大綱」の方向性

(1) 策定の方針（案）

- ・ 第2期島根創生計画との整合を図る
- ・ 第2期島根創生計画に掲げる教育分野の政策・施策を具現化するための方針とする
- ・ 第2期島根創生計画の政策・施策のうち、教育委員会の所管に関する部分と、教育と密接に関連する知事部局所管の分野（子育て支援、高等教育、多文化共生、文化芸術等）で構成する
- ・ 期間は、第2期島根創生計画と同期間（令和7年度～11年度）とする

(2) 現在の構成【参考】

I 大綱の位置付け

II 計画期間

III 基本理念

IV 基本方針

1 ふるさと島根から未来を創る教育

- (1) 学校と地域の協働による人づくり
- (2) 高等教育の推進
- (3) 地域を担う人づくり
- (4) 文化財の保存・継承と活用

2 個の特性を活かし学ぶ力を伸ばす教育

- (1) 発達の段階に応じた基礎学力や基本的な生活習慣の定着
- (2) 学びに向かう力と人間性を高める教育の推進
- (3) 学びを支える教育環境の整備

3 多様な価値を理解し共に歩む教育

- (1) 人権の尊重
- (2) 青少年の健全な育成
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 支援が必要な人の自立と社会参加の支援
- (5) 国際交流と多文化共生の推進

4 学ぶことの楽しさが生涯続く教育

- (1) 社会教育の推進
- (2) 地域で活躍する人づくり
- (3) 文化芸術の振興